

事例番号:330120

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第三部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

一絨毛膜二羊膜双胎の第2子(妊娠中のⅡ児)

妊娠26週3日 切迫早産のため管理入院

妊娠29週1日 羊水ポケットⅡ児 1.1 cm

#### 3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

#### 4) 分娩経過

妊娠29週5日

9:15 陣痛開始

9:39- 胎児心拍数陣痛図で高度変動一過性徐脈および高度遅発一過性徐脈を認める

10:40 陣痛開始およびⅡ児の胎児機能不全の診断で帝王切開にて第1子娩出

10:41 第2子娩出、横位

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:29週5日

(2) 出生時体重:1200g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.16、BE -8.2mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分7点、生後5分8点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 早産児、極低出生体重児、呼吸障害

(7) 頭部画像所見:

出生当日 頭部超音波断層法で両側側脳室周囲白質の輝度上昇を認める  
生後 52 日 頭部 MRI で脳室周囲白質軟化症の所見

**6) 診療体制等に関する情報**

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 3 名、小児科医 1 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ:助産師 6 名、看護師 1 名

**2. 脳性麻痺発症の原因**

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児の脳の虚血(血流量の減少)により脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症したことである。
- (2) 分娩経過中に生じた胎児の脳の虚血(血流量の減少)の原因は、臍帯血流障害の可能性がある。
- (3) 早産児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性が PVL 発症の背景因子であると考える。

**3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)**

**1) 妊娠経過**

- (1) 妊娠中の外来管理(概ね 2 週間ごとの妊婦健診にて超音波断層法を実施し、胎児の発育確認、膀胱の確認、羊水量の測定、血流異常の有無の評価、および子宮頸管長の測定を行ったこと)は一般的である。
- (2) 妊娠 22 週 6 日に双胎間輸血症候群(TTTS)と診断し当該分娩機関に入院管理として、胎児鏡下胎盤吻合血管レーザー凝固術(FLP)を実施できる A 医療機関に紹介したことは適確である。
- (3) 妊娠 26 週 3 日に切迫早産と診断し当該分娩機関に入院管理としたこと、および入院中の管理(子宮収縮抑制薬の投与、超音波断層法、ノンストレスの実施)はいずれも一般的である。

- (4) 妊娠 28 週 4 日深夜に前期破水(非当該児)と診断し子宮収縮抑制の強化と感染予防のための抗菌薬の投与、胎児肺成熟の促進の目的でベタメタゾンリン酸エステルナトリウム注射液投与を実施したことは一般的である。

## 2) 分娩経過

- (1) 妊娠 29 週 5 日に分娩監視装置を装着した時点で 5 分間隔の腹部緊満あり、陣痛発来と考えられたため帝王切開を決定したこと、その後の胎児心拍数所見(変動一過性徐脈および遅発一過性徐脈の出現)から胎児機能不全と判断して緊急帝王切開としたことは、いずれも一般的である。
- (2) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (3) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

## 3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)は一般的である。

## 4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

なし。

### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

- (1) 緊急帝王切開を決定してから手術開始までの時間を短縮できる診療体制の構築が望まれる。

【解説】本事例では手術決定の正式な時間は診療録に記載がないため不明であるが、緊急帝王切開決定から手術室入室まで、および麻酔開始から手術開始までともに 20 分以上を要している。

- (2) 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

- (1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して  
なし。